

基本診療料

歯科外来診療における院内感染防止対策の施設基準に、新たに職員研修を追加することで初診料は251点から261点へ10点、再診料は51点から53点へ2点のそれぞれ引き上げとなるが、この職員研修については、どの範囲でどのような研修内容といった詳細についてはまだ明らかになっていない。

地域歯科診療支援病院歯科初診料および地域歯科診療支援病院歯科再診料の点数は据え置きとなっている。

医学管理等

歯科疾患管理料100点については、初診日の属する月から起算して2月以内に限り算定する要件が削除となり、初診日の属する月に算定する場合は所定点数の100分の80である80点による算定となるため、初診月に算定する点数が引き下げられたが、初診日の属する月から起算して6月を超えて算定する場合算定する長期管理加算(かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の場合は120点それ以外の歯科医療機関の場合は100点)が新設された。なお、歯科疾患管理料は今まで「継続的な歯科疾患の管理が必要な患者」に対するとされていたが、「継続的な」が削除され「歯科疾患の管理が必要な患者」に改められた。

また、歯管の加算であった小児口腔機能管理加算と口腔機能管理加算は、小児口腔機能管理料及び口腔機能管理料とそれぞれ管理料として独立したため、歯管算定日とは別日での算定が可能となる。

その他、歯科特定疾患療養管理料150点が170点に、周術期等口腔機能管理料は190点から200点に引き上げられ、診療情報提供料Ⅲ150点が新設される。

在宅

基本診療料の引き上げに伴い、歯科

歯科 2020年 診療報酬改定の主な内容

訪問診療料の注13の初診時及び再診時がそれぞれ261点と53点となり、小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料において栄養サポートチーム等連携加算80点が新設される。また、歯科疾患在宅療養管理料では、在宅療養支援歯科診療所1及び2以外の場合190点が200点に引き上げとなる。

検査

小児口唇閉鎖力測定を行った場合に3月に1回に限り算定する小児口唇閉鎖力検査100点が新設された。また、舌圧検査について6月に1回が3月に1回となる。

投薬

入院中の患者以外の患者に対して投薬を行った場合の調剤料がそれぞれ2点ずつ引き上げとなり、「イ 内服薬、浸煎薬及び屯服薬(1回の処方に係る調剤につき)」が11点、「外用薬(1回の処方に係る調剤につき)」が8点となる。また、処方箋料の一般名処方加算が1点ずつ引き上げとなり、一般名処方加算1が7点、一般名処方加算2が5点となる。

リハビリ

摂食機能療法の経口摂取回復促進加算について、多職種チームによる介入を評価するため、名称が摂食嚥下支援加算と変更になり200点となった。

処置

歯科疾患管理料または歯科疾患在宅療養管理料を算定している患者で、2回目以降の歯周病組織検査終了後に、歯周ポケットが4ミリメートル未満の患者に対して実施する歯周病重症化予防治療(1歯以上10歯未満150点、10歯以上20歯未満200点、20歯以上300点)が新設される。ただ

し、歯周組織の多くの部分は健康であるが、部分的に歯肉に限局する炎症状態を認める状態またはプロービング時の出血がみられる状態という条件付。歯周病定期治療を算定した月は別に算定出来ない。その他、経口摂取が困難な患者に対して、口腔衛生状態の改善を目的として、痴皮等の除去を行った場合に算定する非経口摂取患者口腔粘膜処置(1口腔につき)100点、象牙質レジンコーティング(1歯につき)46点も新設される。

加圧根管充填処置については、3根管以上の加圧根管充填において、手術用顕微鏡を用いて治療を行う場合の、4根管または樋状根に限られていた要件が外れた。また、根管内異物除去を行った際に、歯科用3次元エックス線断層撮影装置および手術用顕微鏡を用いた場合に400点が加算される。

また、歯周基本治療のスケーリング(3分の1歯につき)が68点から72点に引き上げられ、機械的歯面清掃処置は68点から70点に引き上げとともに、対象患者に医科から診療情報提供書に基づき紹介された糖尿病患者が追加される。

その他、間接歯髄保護処置(30点→34点)、抜髓(単根管228点→230点、2根管418点→422点、3根管以上588点→596点)、感染根管処置(単根管150点→156点、2根管300点→306点、3根管以上438点→446点)、根管貼薬処置(単根管28点→30点、2根管34点→38点、3根管以上46点→54点)、歯冠修復物又は補綴物の除去(困難なもの36点→42点、著しく困難なもの

の60点→70点)などの処置が引き上げとなる。

手術

手術において歯科麻酔薬を使用した場合の薬剤料が算定できるようになる。

また、抜歯手術の埋伏歯1050点が1054点に引き上げとなる。

麻酔

歯科診療における閉鎖循環式全身麻酔において、一定の実績を有する歯科医師が麻酔管理を行った場合、歯科麻酔管理料750点が新設される。また、静脈内鎮静法120点が600点に引き上げられる。

歯冠修復及び欠損補綴

咬合印象140点、既製金属冠200点が新設された。咬合印象は診療報酬調査専門組織・医療技術評価分科会において診療報酬改定で対応する優先度が高いと評価を受けたものでシリコーンゴム印象材によるもの。CAD/CAM冠については、上下両側の7番が4本すべて残存していて、左右の咬合支持があり、過度な咬合圧が加わらない場合に限り、これまでの下顎6番に加えて上顎6番も適用となる。装着では接着ブリッジを装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、接着冠ごとに45点を所定数に加算する。有床義歯内面適合法では、軟質材料を用いる場合について、下顎総義歯だけに限られていたものに口蓋補綴、顎補綴が追加された。

その他、う蝕歯即時充填形成、支台築造印象、充填、非金属歯冠修復や有床義歯や鋳造鉄、線鉄などが引き上げとなっているが、熱可塑性樹脂有床義歯の局部義歯および総義歯については10点以上引き下げられ、コンビネーション鉄が削除されている。

書籍紹介



「歯科医療のシステムと経済 —18世紀から21世紀まで」

安田 登、久保寺 司、水谷 惟紗久 著
A5判/208頁/定価4,000円+税

「歯科医療の未来」を考えるとき、歴史を知ることが強みになる。国内外の歯科医療の流れを俯瞰して見ることができる1冊となっている。

第1章「歯科医療システムの過去と未来」では日本と世界の歯科医療システムの流れをわかりやすく解説。

第2章「21世紀の歯科が見える15のキーワード」では「インプラントバブル」「最終補綴」「過剰な感染予防対策」など歯科界の重要なトピックを取り上げて解説がされている。

第3章「国内外の展示会から見えたデンタルマーケットの動き」では国内外のデンタルショーカーから見た歯科関連産業の流れを、国際的、長期的な視点で知ることができる。

お申込みは日本歯科新聞社(TEL03-3234-2475/FAX03-3234-2477)まで。

妊婦歯科健診陳情状況 現在21市町村が採択

県保険医協会では昨年より妊婦歯科健診未実施の市町村に対して妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情を行っている。77市町村のうち、実施している27市町村と2020年4月実施予定の中川村と中野市合わせて29市町村を除く48市町村に対して、昨年12月定例会より陳情書の提出を行っているが、締切等の関係から全てに対して陳情が出来ていない状況。

2月現在、採択が21市町村、継続審査が1村、回覧扱いが3村となっている。

その後の確認で伊那市、駒ヶ根市、辰野町が2020年4月から実施することが判明。また、北相木村では陳情書を受けてすでに新年度で予算計上をした旨連絡があったため、現在のところ残り19市町村に対して陳情の取組を行っている。ただ、一部市町村では住民が陳情者に含まれない場合は審議の対象外という取扱になっていることから、そのような市町村に対しては、協会会員に協力を頂きながら連名での陳情提出を行っている状況だ。